

市長意見の提出状況

君津環境整備センター第IV期増設事業に係る環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
市原市、君津市

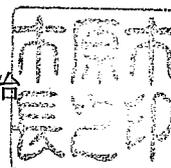
- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
 - (1) 市原市
意見あり
 - (2) 君津市
意見あり

市環管第1474号

令和7年5月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市原市長 小出 譲治



君津環境整備センター第IV期増設事業に係る環境影響評価方法書について

(回答)

令和7年2月7日付け環第1198号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



君津環境整備センター第Ⅳ期増設事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

市 原 市

この計画は、新井総合施設株式会社が「君津環境整備センター」として平成 16 年 4 月より第Ⅰ埋立地の供用を始めた廃棄物の最終処分場の第Ⅳ期増設事業となる。これまで、第Ⅰ、第Ⅱ及び第Ⅲ埋立地を整備・供用してきたが、廃棄物の発生が劇的には減少しておらず、最終処分場の恒常的な不足状態が解消できる状況には至っていないこと、また今後予想される気象災害の激甚化による災害廃棄物や公共インフラの更新整備による建設廃棄物などは増加が予想されることから、それらの安定的な埋立処分を行う最終処分場の整備拡充は公共インフラ確保として不可欠であるとしています。

一方で、当該事業実施想定区域周辺は、自然環境豊かな地域であり、水道や地下水の重要水源があることから、最終処分場の増設及び供用に当たっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。

また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 事業計画

- (1) 工事や搬入で使用する道路について、今後何 10 年という長期間にわたり使用する計画であることから、林道の利用目的を考慮し、将来的に専用道路を作ることなど対策を検討しつつ、林道の使用に対して管理者とよく協議し、適切な運用を行うこと。

市道について、現行の大型車両通行認定条件となっている工事期間中の通行台数が、増加する計画となっていることから、更なる事故防止に努めること。

また、市道の使用について管理者とよく協議し、適切な運用を行うこと。

- (2) 事業の実施に当たっては、既存事業場から染み出す水等の課題を解決できる施設となるよう検討すること。
- (3) 事業に係る事故及び苦情が生じた場合は、事業者が責任を持って処理し、住民の生活環境を損なわないようにすること。
- (4) 事業実施区域は、市原市水道事業における地下水系水源に影響の可能性がある範囲であることから、地下水の水質に影響がないよう管理すること。
- (5) 当該事業による環境影響のより一層の回避、低減を図るために必要な措置を講じること、また事業実施後においても環境保全措置等に係る必要な改善を講じること。

2 調査、予測及び評価の手法

総括的事項

調査・分析については、客観性を担保しつつ、運用の管理を的確に行い、その結果について適宜公表すること。

各論

(1) 悪臭

悪臭については、既存事業で継続的に影響がみられていることから、環境影響評価時だけでなく、その後の供用時においても適切な期間の測定及び評価を行うこと。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

周辺には養老川自然歩道があり、市民が自然と触れ合うことのできるかけがいのない場所であることを鑑み、既存の自然を保全できるよう、調査、予測及び評価の精度を高めること。

(3) 監視計画

増加傾向にある大雨等による災害によって大きな事故につながらないようにより

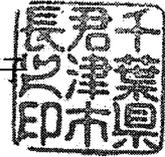
嚴重な監視体制を検討し、準備書に記載すること。

また、監視計画を検討する際は埋立て事業終了後においても、重大な事故を防止する調査及び評価を適切な期間実施すること。

君環保第232号
令和7年5月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

君津市長 石井 宏子



君津環境整備センター第IV期増設事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

千葉県環境影響評価条例(平成10年千葉県条例第26号)に基づき令和7年2月7日付け環第1198号で照会のあったことについて、別紙のとおり回答します。
ただし、本市では水源地に立地する新井総合施設株式会社の産業廃棄物最終処分場について、従来から受け入れ難いものとしていることから、貴職におかれましては下記についてお汲み取りいただき、格段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 本市にとって長年の懸案事項となっている同社の第1期処分場については、同社が令和5年12月に千葉県へ提出した改善工事計画書に基づき当該工事が確実に速やかに進められるよう、千葉県が責任をもって指導すること。
- 2 第1期処分場の改善工事の進捗が現在までほとんど図られていないことに加え、大規模な第3の2の2処分場が令和6年9月に稼働してから僅か3か月程度しか経過していない中、同社として最大規模となる第4期増設事業の手続きが開始されたことは、本市の自然環境や生活環境に重大な影響が懸念され、市民の安全・安心が脅かされるものであり、当該増設事業については反対である。



1 第2章17頁 (6) 埋立作業

中間覆土材については、汚染土壌又は仮置きした掘削土を使用するとしているが、粘性が高い土砂を使用する場合には、透水性が悪くなることが懸念される。

また、本来覆土材には、廃棄物の飛散や悪臭、害虫の発生等の防止の他に、土壌中の微生物により有害物質の分解を促進する役割があることから、計画している覆土材には、仮置きした掘削土を混合するなど、内部保有水の水位や廃棄物の分解に支障が生じないような対策を行うこと。

併せて、方法書内において、汚染土壌の管理方法が記されていないため、明記すること。

2 第2章18頁 (9) 埋立機械

埋立機械において、「使用する埋立機械は、増設後も現在と同じ機械、台数を踏まえて計画する。なお、使用する埋立機械はすべて排出ガス対策型、超低騒音型の機種である。」との記載がある。

超低騒音型機械とは、国土交通省が定める低騒音型建設機械指定制度の基準値を6デシベル下回る重機を指すが、当社による君津市環境保全条例に基づく特定作業の届出では、低騒音型に当たらない重機の使用が記されているため、記載された内容に即した重機に改めること。

3 第2章31頁 表2-3-6.9

浸出水調整槽の容量の設計にあたり、平成元年から令和5年までの35年間のうち、最大年及び最大月間降水年のデータを抽出し、対象降水量として設定しているが、近年、ゲリラ豪雨などの記録的な短時間降水量が確認されていることから、現在の設計で問題がなくとも、集中豪雨により容量がひっ迫されるおそれがあるため、時間最大降水量を考慮した設計を行うこと。

4 第3章33頁 5. 君津環境整備センターによるモニタリング調査結果

「浮遊物質量 (SS) は第3期の施工時に発生した濁水により環境基準を一部超過していた。」との記載があることから、事業場内の敷地境界近傍において、水処理施設からの排水やその他事業場内に降った雨水を貯留し、浮遊物質量を低減させた上で、敷地外に排出することができるよう、調整池などの設備を新たに設置すること。

5 第3章229頁 (2) 環境基本計画

「対象事業実施区域及びその周囲の概要」において、第2次君津市環境基本計画の記載があるが、令和6年度から第3次君津市環境基本計画に基づく様々な施策が展開されていることから、同社においては記載を改めるとともに当該計画に記載されている事業者の取組を率先して行うこと。

6 第5章14頁 エ. 予測対象時期等

大気等の予測対象時期等において、「第4期増設事業の施工期間、第3期事業の埋立期間、第1期事業の埋立地改善工事期間が重なる期間のうち、資材運搬車両等の走行台数が最も多く、影響が大きいと考えられる時期とする。」等と記載されているが、第1期処分場の改善工事について、これまで明確な工期が示されていないことから、それらの工期を明確に示した上で、評価を行うこと。

7 第5章 評価の手法

環境要素ごとの評価の手法において、「事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、または低減されているかどうかを検証することにより評価する。」と記載されているが、画一的であいまいな表現となっているため、環境要素ごとに具体的に何が実行可能であるのかを明確にし、評価を行うこと。

8 第5章32頁 2. 浸出水処理水の放流による水質

浸出水処理水の放流による水質調査項目の選定にあたっては、「千葉県環境影響評価技術細目」に示されている調査項目を参考に、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準の項目、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業に関する省令に基づく排水基準の項目から、最終処分場に関わりがあると考えられる項目を選定したとしている。

しかしながら、同社処分場は君津市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例の排水基準が適用されることから、当該条例の排水基準項目のうち、調査項目に含まれていない6項目についても追加すること。

9 第5章32頁 2. 浸出水処理水の放流による水質

産業廃棄物最終処分場の排水中に含まれるPFAS(有機フッ素化合物)については、国による実態の把握や排水中のPFASの処理技術等に関する調査を進め、知見を収集しているところであるが、全国的に最終処分場の排水から高濃度のPFASが検出される事例が複数箇所確認されており、加えて同社の処理水が排出される御腹川は君津地域四市や市原市及び千葉市の水道水源となっていることから、PFOS及びPFOAについても水質調査の項目とし、十分な調査と評価を行うこと。

10 第5章35頁 表5-2-2.2

浸出水処理水の放流による水質調査実施時期・頻度等において、生活環境項目等は月に1回とされているが、一日の間の変動を把握する必要があると考えるため、そのうちの1回においては2時間おきに通日調査を行うこと。

11 第5章48頁 (3) 評価の手法

埋立て時において重機を使用するため、君津市環境保全条例の特定建設作業の規制基準を参考に評価しているが、当該作業は同条例の騒音又は振動の特定作業に該当することから、当該特定作業の規制基準を参考に評価すること。

12 第5章99頁 1. 工事の実施及び施設の存在等による陸水生物

陸水生物への影響については、対象事業による直接的な影響を予測するため、現地調査を各季節に1回実施しているが、地元住民から、近年魚類等の生息数の減少が見られるとの声もあることから、現地調査の頻度を増加させる等により、より詳細な年間変動の把握に努めること。